

## 知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について(案)

2006年1月30日  
知的創造サイクル専門調査会

(骨子)

### 1. 経緯

基本法の施行状況の検討に至った経緯を記載する。

### 2. 施行の状況

これまで3年間の施行の状況について、主な成果(別紙1)を記載するとともに、総括的な評価を記載する。

### 3. 今後の施行の方針

#### (1) 基本的な考え方

これまでの3年間を第1期、これからの3年間を第2期とし、第2期における施行の方針の基本的な考え方を整理する。  
(別紙2)

#### (2) 重点項目

施行の状況に関する議論を踏まえ、第2期における施行の方針の重点項目を記載する。(別紙3)

## 施行の状況

### ア) 創造分野

- 大学における知的財産管理や産学官連携を支える体制の整備
  - 多くの大学における知的財産本部の設置(43大学)
  - 大学教員の発明に対する権利を大学に帰属させる機関帰属原則を採用している大学の増加(2005年6月時点で4割程度の大学で実施)
  - 大学における営業秘密の管理のガイドライン策定(2004年4月)
- 知的財産創造を支える制度等の整備
  - 特許法の職務発明に係る規定の改正(2005年4月施行)

### イ) 保護分野

- 紛争処理機能の強化
  - 知的財産高等裁判所の設置(知的財産高等裁判所設置法2004年6月公布、2005年4月施行)
  - 裁判所等の一部を改正する法律により知的財産事件を扱う調査官の権限の拡大等(2005年4月)
  - 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)の制定(2004年12月制定、2007年5月施行予定)
- 特許審査の迅速化
  - 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の制定(2004年6月)、先行技術調査機関の活用の拡大
  - 任期付審査官の増員(2004年度98人、2005年度に

98人、2006年度98人)

- 経済産業省に特許審査迅速化・効率化推進本部を設置(2005年12月)
- 知的財産侵害に係る刑事罰の強化
  - 著作権法、不正競争防止法、種苗法などにおいて、罰則を強化
- 模倣品・海賊版の海外市場対策
  - 侵害状況調査制度の整備(2005年4月)
  - コンテンツ海外流通マーク(CJマーク)の制定(コンテンツ海外流通促進機構、2004年9月)
- 模倣品・海賊版の水際対策
  - 知的財産侵害品に係る関税定率法改正(2003年より毎年)
  - 税関等における知的財産侵害品の取締担当官の配置
- 関係機関の協力体制の整備
  - 関係8省庁による模倣品・海賊版対策関係省庁会議の設置(2004年7月)
  - 一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を経済産業省に設置(2004年8月)

#### ウ)活用分野

- 知的財産重視の経営戦略の推進
- 知的財産情報開示指針の策定
  - 企業による知的財産報告書の作成・公表(2004年度・2005年度各15社)
- 知的財産信託に係る制度改正
  - 改正信託業法の施行(2004年12月)
- 中小・ベンチャー企業に対する支援制度の整備
  - 先行技術調査の支援(2004年度実績:約1,200件)
- 地域における知的財産戦略策定

- 14都道府県が知的財産戦略を策定

#### エ) コンテンツ分野

- コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律の制定
- コンテンツ制作の資金調達手段の多様化
- 東京国際映画祭等コンテンツ発信イベントの拡大
- 「食文化研究推進懇談会」報告書とりまとめ(2005年7月)
- 日本食文化フォーラム開催(2006年2月)
- 地域ブランドに係る商標法改正(2005年6月)
- 東京発日本ファッションウィーク開催(2005年10～11月)

#### オ) 人材分野

- 弁理士の増加
  - 弁理士試験の合格者の増加(2005年711人)
  - 弁理士数は約6,200人(2005年10月)
- 知的財産弁護士のネットワーク化
  - エンターテインメント・ロイヤーズ・ネットワークの発足(2004年5月)、会員弁護士数は333人(2005年9月)
  - 弁護士知財ネットの発足(2005年4月)、会員弁護士数は1,200人以上(2005年11月)
- 全ての法科大学院で知的財産法の科目を設置
  - 法科大学院数(2004年4月68校、2005年4月新規に6校)
- 司法試験における知的財産法の選択科目化
  - 新司法試験の開始(2006年)
- 大学・大学院での知的財産科目の設置の増加
  - 学部232校、大学院90校(2003年度)

(別紙2)

### < 今後の施行の方針 > 基本的な考え方

- ・ 次の3年間を第2期と位置付ける。
- ・ 次期(第2期)においては、今期(第1期)において実施された多くの改革の成果を踏まえ、知的創造サイクルを一層円滑に展開し、知的財産立国の実効を挙げる期間とする。(下図表参照)
- ・ 第2期が終了する2008年度末時点において、知的財産基本法の施行状況について更に検討を行い、それ以降の知的財産戦略の在り方について検討することとする。
- ・ 我が国が国際競争力を維持・確保していくため、発明や創作によって生み出される知的財産を核とした国づくりにより、政府全体として強力に知的財産戦略を進めていく。

第1期	期間:2003年3月～2006年2月 期間の特徴: 特許審査や知的財産紛争処理などに係る基本的な制度を整備 多くの法令・指針等の制定・改正を実施 産学官の協力体制を整備
第2期	期間:2006年3月～2009年3月 期間の特徴: これまでの制度整備を踏まえて、知的創造サイクルを一層円滑に展開させ、知的財産立国の実効を挙げる 知的財産を活用した国際競争力強化を実現 新たな課題に対応した制度整備 実施された制度整備の有効性を検証し、必要な改正を実施

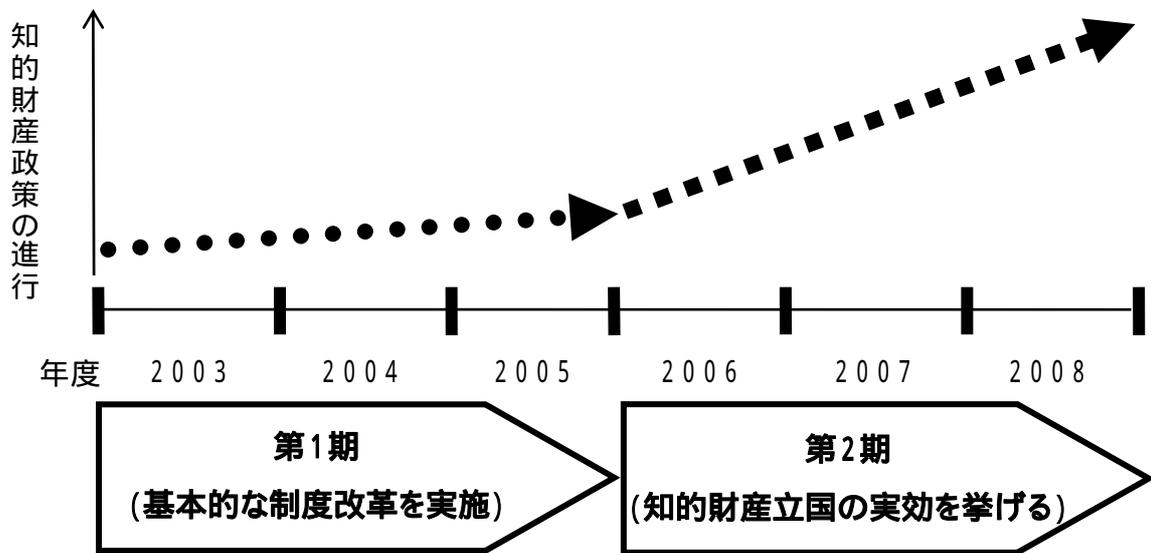


図 知的財産戦略第1期及び第2期

< 今後の施行の方針 > 重点項目

) 国際的な展開

諸外国に対する知的財産重視への働きかけ、模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)への対応、世界特許システムの実現、国際公共政策に係る議論への参画など、グローバルな視点に立った知的財産戦略を展開する。

< 今後の課題 >

- 世界特許に係る取組は日米欧を中心に行われているが、実現までには解決すべき課題が多く残されている。
- 模倣品・海賊版拡散防止条約に関して、条約の早期作成を目指し、関係各国との調整を加速化すべき。
- 在外大使館に知的財産担当官を任命したが、海外における知的財産権侵害等の問題は十分には改善されていない。
- 国際条約での議論等において、途上国などから知的財産制度自体への異論が呈されている。

) 地域への展開及び中小・ベンチャー企業の支援

地域における知的財産活用の展開、中小・ベンチャー企業の知的財産活用への支援、地域ブランドの振興、地方自治体の知的財産能力強化などの知的財産戦略を展開する。

< 今後の課題 >

- 地域での知的財産不足、人材不足は深刻。知的財産の創造力が弱い上に、創造したとしても、それを事業化するための指導ができる体制ができていない。
- 地域において、大学及び公設研究試験機関がそれぞれの役割に応じた研究成果を生み出し、産業界との連携することが求められているが、十分機能していない。
- 地域の多様性を活かした地域政策がなされていない。画一的な支援をやめるべき。

#### ) 産学連携の推進

大学等の研究成果を戦略的に保護し、産業界で活用するための取組の一層の進展を図る。

今後、大学知的財産本部やTLOに対する支援予算が逐次廃止されること等を踏まえ、大学における知的財産管理体制の再編が想定されるが、これに適切に対応する。

#### < 今後の課題 >

- 大学の中で、研究成果を知的財産として活用する仕組みが十分に機能していない。
- 大学発の基本発明が数多く創出される状況に至っていない。
- TLOや大学知的財産本部など知的財産管理体制の整備は進んだが、政府からの資金頼みで自立は困難な状況にある。
- 産学連携の成否は、担当者の適性に負うところが大きい。市場性の目利きができ、研究者にアドバイスができる人材が必要とされている。

- 大学知的財産本部の活動は、共同研究・受託研究を増やし産学連携を促進することに意味があるが、ライセンス収入の増加のみを目的としている大学が多い。
- 不実施補償の問題など産学間で多様な意見があり、産学連携の課題となっている。
- 産学連携に関する契約の際に、大学の事務手続が硬直的になっている場合がある。

#### ） 出願構造改革・特許審査の迅速化

国内出願偏重の出願構造を改め、国際的な特許取得戦略を推進するとともに、出願前に先行技術調査を行い、出願を厳選する。また、特許審査の迅速化により、権利の早期確定による産業の安定した発展に貢献する。

#### < 今後の課題 >

- 出願の多くは、先行技術調査が十分に行われていない。
- 先行技術調査を行うための検索ツールが十分に提供されていない。
- 経営者の知的財産マインドが十分ではなく、知的財産重視経営を行っている企業は一部しかない。
- 特許庁の審査官は増員されたが、生産性が向上せず、審査の迅速化が進んでいない。
- 特許庁と裁判所の権利の有効性に関する判断基準が食いちがうケースが多い。

#### ） コンテンツ・日本ブランドの振興

< コンテンツ専門調査会において検討予定 >

) 知的財産人材の確保・育成

知的財産人材育成総合戦略に基づき、国際的融合人材の育成など、長期的かつ計画的に、知的財産人材の質・量両面における充実を図る。

< 今後の課題 >

- 企業の知的財産部員の多くは知的財産以外の分野に関する意識が低く、知的財産経営に貢献できていない。
- 弁理士の多くは専門性が高いが、知的財産以外の分野に対する意識が低い。
- 弁理士の人数は増えたが、実務経験のない弁理士も増えている。
- 知的財産翻訳者が不足している。英語のみならず中国語等の翻訳者も必要とされているが、人材が不足している。
- 知的財産担当者で国際的に戦っていける人材は大幅に不足している。
- 世論調査によれば、模倣品・海賊版の購入を容認する人が多く、それは特に若い世代に多い。